

「青色申告決算書付表《医師及び歯科医師用》」の記載方法 簡便法

表1 当座口振込通知書(支払基金)

見本	43	診療機関コード	診療等機関コード	当座口振込通知書	被 振 込 銀 行	口座番号	店
63296	1107680	内診等調整額	増減額	医師	63296	1,157,748	診療報酬支払確定額
12	44800	生活保護分	医師	443072	92570	源泉徴収税額	②特定診察・特定診療 療養支払確定額合計
42	2181	医師	664608	95,774	③出産育児一時金等 支払確定額合計		
82	1852	医師		①診療報酬支払 確定額合計		1,061,974	差引振込額 (②-③+④)
86	1235	医師					差引振込額 (②-③+④)
		特定診察・特定診療療養費		出産育児一時金等			1,061,974
		有期請求		期首・期終・期算	請求		
お受取人							

注)上記※「医保本人」、「医保家族」等欄の内訳の点数・金額には、生活保護分は含まれていない。

表2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(支払基金)

医療機関コード		平成22年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
支払いを受ける者	住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	
区分	細目	支払金額 千円 円 源泉徴収税額 千円 円
歯科		19,641,484 172,414.8
(備考)内 本人分	602,734点	5,424,606円
内 家族分	752,831点	5,269,817円
内 老人保健分		
内 入院時食事療養費		
支払者	住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	大阪市北区鶴野町2番12号 大阪府社会保険診療報酬支払基金 (電話)06-6375-2321

表5 平成22年分青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》・表面

診療科目	歯科	住所	氏名	〇〇〇〇
整理番号				
1. 収入金額の内訳	診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額
① 一般社会保険	1,355,565			
② 国民健康保険	1,419,354			
③ 介護報酬	2,332,972			
計	3,705,882			①+②+③
④ 一般の自由診療				④ 8,549,260円
⑤ 労働者災害補償保険診療				
⑥ 公務健康被害補償診療				
⑦ 自動車損害賠償責任保険診療				
計				⑧ 8,549,260円
雑収入				⑨

表3 国保連合会「診療報酬合計表」・「合計表(後期高齢者医療)」

平成22年分診療報酬合計書

診療月	府内分点数	府外分点数	過誤点数
合計	1,167,393	2,979,121	-45,951
1月			
12月			

①診療報酬支払確定額合計

②特定診察・特定診療療養支払確定額合計

③出産育児一時金等支払確定額合計

④診療報酬支払確定額合計

⑤差引振込額(②-③+④)

⑥乳幼児医療費協力手数料(12ヶ月分合計)

⑦介護保険主治医意見書作成料(消費税等含む)

平成23年2月日 大阪府国民健康保険団体連合会

平成22年分診療報酬合計書(後期高齢者医療)

診療月	府内分点数	府外分点数	過誤点数
合計	792,676	1,429,981	-22,056
1月			
12月			

表4 介護給付費等支払明細書(国保連合会)

平成22年分 事業所別介護給付費等支払明細書(合計書)

平成23年2月日 大阪府国民健康保険団体連合会

審査年月(提出年月)	①介護報酬額	②支払決定額	認定調査委託料(円)	原案作成料(円)
平成22年2月				
平成22年3月				
平成23年1月				
合計	④			⑤

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、基金「支払調書」、国保「合計書」・「合計表(後期高齢者)」からの簡便な転記でもよい。国保連合会「合計書」・「合計書(後期高齢者医療)」は、12月診療分当座口振込通知書に同封され2月25日ごろ送付される。

【表面 記入上の留意点】(表5)

- 「社会保険診療報酬」欄
- 「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」
- 「①一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する(表示点数には高齢受給者および公費併用分を含む)。
- 「②生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書(表1)の「12」生保算定額を点数化し、年間点数合計を記入する。

固有経費の区分対応方式

〈事例〉
本事例での青色申告決算書は次のとおり(表6)。

社会保険診療収入 37,058,620円
自由診療の収入等 8,549,260円

収入合計 45,607,880円

必要経費合計(⑩+⑪)

25,245,397円
第三種事業税 25,500円
外注技工料合計 4,347,490円
保険技工料 2,653,810円
自費技工料 1,693,680円
専従者給与 4,800,000円

収入金額	①	45,607,880	消耗品費	⑩	508,256	貸倒引当金	⑭	
期首棚卸高	②	400,000	減価償却費	⑪	1,735,915			
仕入金額	③	3,857,201	福利厚生費	⑫	632,504			
小計	②+③	4,257,201	給料賃金	⑬	4,126,100			
期末棚卸高	④	590,000	外注工賃	⑭				
差引原価	⑤	3,667,201	利子割引料	⑮	670,496	専従者給与	⑯	4,800,000
差引金額	⑥	41,940,679	地代家賃	⑰	3,346,780	貸倒引当金	⑰	
租税公課	⑧	25,500	貸倒金	⑱		措置法差額		1,159,667
荷造運賃	⑨		研究図書費	⑲	205,590			
水道光熱費	⑩	474,649	諸会費	⑳	497,443	計	⑳	5,959,667
旅費交通費	⑪	537,142	保険技工料	㉑	2,653,810	控除前所得	㉑	14,402,816
通信費	⑫	772,591	自費技工料	㉒	1,693,680	青色特別控除	㉒	100,000
広告宣伝費	⑬	480,485	リース料	㉓	560,325	所得金額	㉓	14,302,816
接待交際費	⑭	1,015,365	衛生管理費	㉔	539,438	(㉓-㉔)		
損害保険料	⑮	80,810	雑費	㉕	870,226			
修繕費	⑯	151,091	計	㉖	21,578,196			
			差引金額	㉗	20,362,483			

表7 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑩+⑪) 25,245,397円 - 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 4,372,990円 × 自由診療割合(表面の⑩又は⑪) 14.06% + 左の⑩のうち自由診療分に係る経費の金額 1,719,180円 = 自由診療分原価及び経費の合計額 4,653,840円

(注) ⑩の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかでない経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

(イ) 専従者給与

専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑯) 4,800,000円 × 自由診療割合(表面の⑩又は⑪) 14.06% = 自由診療分の専従者給与の金額 674,880円

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C円 × 55/1,000 = 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額 D円 × 自由診療割合(表面の⑩又は⑪) % = 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署(所得税担当)にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額(決算書の「損益計算書」の⑩+⑪) 25,245,397円 - 自由診療分原価及び経費の合計額(A)の金額 4,653,840円 = 社会保険診療分原価及び経費の合計額 E 20,591,557円

ロ 特典経費分

{ 専従者給与の金額(決算書の「損益計算書」の⑯) 4,800,000円 - Bの金額 674,880円 } + { 退職給与引当金繰入額 C円 - Dの金額 } + { 一括評価による貸倒引当金繰入額(決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の④) } - Cの金額 = 社会保険診療分の特典経費の合計額 4,125,120円

(注) 赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた⑭率及び⑮加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬(表面の⑩+⑪) 37,058,620円 × 速算表の⑭率 62% + 速算表の⑮加算額 2,900,000円 = 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 25,876,344円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額(G)の金額 25,876,344円 - 社会保険診療分原価及び経費と特典経費の合計額(E+F)の金額 24,716,677円 = 差額 H 1,159,667円

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額⑮」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書B第二表の「〇特例適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください。

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費率	⑮加算額
2,500万円以下	72%	—円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円

歯科用貴金属片の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料を記入